

随意契約結果表（委託等契約）

所属名	総務部情報政策課
契約締結年月日	令和 5 年 4 月 1 日
契約者名	株式会社デジタルアライアンス
契約名	山梨県情報ハイウェイ保守管理業務委託
契約金額 (税込み)	1 0 3, 1 2 5, 0 0 0 円
随意契約理由	<p>地域間の情報通信格差の是正、行政系ネットワークの整備の推進及び地域産業の振興を図ることを目的として、山梨県で光ファイバ網を整備し、IRU契約により株式会社デジタルアライアンスへ光ファイバの貸付を行っている。株式会社デジタルアライアンスは、県から貸付を受けた光ファイバと自ら整備した通信機器を電気通信設備として電気通信事業を行い、「山梨県情報ハイウェイ（高速情報通信基盤）」を構築している。</p> <p>電気通信事業法第 4 1 条に「電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と規定され、株式会社デジタルアライアンスが県から貸付を受けた光ファイバと自ら整備した通信機器を一体として保守していくことが法の趣旨に合致するところであり、かつ障害発生時の緊急対応も含めた情報ハイウェイの効率的な運営管理や安定運用に資するものである。</p> <p>よって当該契約は、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号」に掲げる「既に契約を締結した特定役務既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき」に該当するため、株式会社デジタルアライアンスとの随意契約とした。</p>
随意契約の適用条項	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当